

情報提供のお願い

●「特定電子メール法」に違反して 広告宣伝メールを配信すると処罰されます

広告宣伝メールについては、「特定電子メール法」によって「原則としてあらかじめ送信の同意を得た者以外の者への送信禁止」「一定の事項に関する表示義務」「送信者情報を偽った送信の禁止」「送信を拒否した者への送信の禁止」などが定められています。

これらのルールを守っていないメールは違法となり、総務大臣及び内閣総理大臣は、メールの送受信上の障害を防止するため必要があると認める場合、送信者に対しメールの送信方法の改善に関し必要な措置をとるよう命ずることができます。

送信者情報を偽って送信した場合や、送信者が総務大臣及び内閣総理大臣の命令に従わない場合には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人の場合は、行為者を罰するほか、法人に対して3000万円以下の罰金）に処せられます。



●違反メールの情報提供にご協力を！

「特定電子メール法」に違反していると思われる迷惑メールを受け取られた場合は、以下の方法で迷惑メール相談センターまで情報提供をお願いします。

ご提供いただきました違反情報につきましては、総務大臣及び内閣総理大臣による違反送信者への措置に活用させていただきます。

注意!

- ※情報提供に際しては、個人情報とは必要としないので、氏名・住所・電話番号などの個人情報は入力しないで下さい。
- ※個々の情報や送信者への措置状況などについての照会には対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。

法律に違反していると思われるメールの情報提供は、以下のいずれかの方法によりお願いします。送信者情報を偽ったメールの情報提供の際には、ヘッダ情報の添付をお願いします。

モバイルやPCから

メールを転送
送信先アドレスmeiwaku@dekyo.or.jp



SMSの場合は、メールにより本文の先頭に「受信月日」「送信元電話番号」を追記し、受信した本文をそのまま送信してください。

ウェブから

フォームへの入力
https://www.dekyo.or.jp/bingo/mail_ihan_meiwakuform/



DEKYOの被害相談 https://www.dekyo.or.jp/bingo/mail_ihan_meiwakuform/ サイトマップ

迷惑メール相談センター

違反メール情報提供

オプトイン違反、悪送着信履歴、なりすましメールの情報提供
受信時刻から送信された迷惑メールの発信元を特定しお知らせいたします
迷惑メールのヘッダ情報の提供方法はこちらをご覧ください。

違反メールについて

発信日時	送受信: 2011年01月01日00時00分
迷惑メールの送信元アドレス(件名)	送受信: ****@****.****
迷惑メールの件名	送受信: ****@****@****.****